

宍粟市における新型コロナウイルス感染症発生時（疑い含む）の対応フロー（保護者用）

(2022.5.27 オミクロン株対応)

- 1 児童生徒の感染が判明した場合
- 2 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
- 3 児童生徒本人に発熱等の風邪の症状が見られる場合等

※必ず学校に連絡をしてください。

- 1 児童生徒の感染が判明した場合

- 2 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

- 3 児童生徒本人に発熱等の風邪の症状が見られる場合等(ワクチン接種後を含む)

快癒するまで出席停止

※同居家族が感染者となった場合は、児童生徒が濃厚接触者であるかどうかについて、健康福祉事務所からの指示に従ってください。

感染者が所属する学級は、学級内が次のような感染状況により①学級閉鎖を行う

- ・同じ学級で複数の児童生徒の感染が判明した場合
- ・感染者が1人であっても、未診断の風邪等の症状がある者や濃厚接触者が複数いる場合

※期間は概ね数日～5日間
(土日祝日を含む)

※その他、教育委員会や学校医との相談により必要と判断した場合も、学級閉鎖を行うことがあります

健康福祉事務所から濃厚接触者であると特定された場合は7日間の出席停止

- ・PCR検査等、その後の対応については、健康福祉事務所の指示に従ってください。

※同居家族が濃厚接触者と認定された場合は、検査結果が出るまで出席停止とします。健康福祉事務所の指示に従ってください。

出席停止

- ・かかりつけ医に相談してください。

- ・新型コロナウイルス感染症の疑いなしと診断されれば、翌日から登校できます。
- ・検査が必要と判断された場合は、医師の指示に従ってください(引き続き、出席停止となります)。

※同居家族に同様の症状がある場合も、登校を控えてください。この場合も出席停止となります。
ただし、かかりつけ医等から「感染の疑いがなく登校は許可」の診断を受けた場合は、登校は可能です。

感染拡大の可能性が高い場合

<臨時休業の範囲を拡大> (②学年閉鎖、③学校全体の閉鎖)

②学年閉鎖　・学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

③学校全体　・複数の学年が閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合
臨時休業

<再開について>

①②③いずれの場合も、学校医や教育委員会と相談し、臨時休業を開始してから概ね数日～5日程度(土日祝日含む)を目安として、慎重に再開します。